

平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 前 田 建 設 工 業 株 式 会 社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 原 好 一
 (コード番号 1824 東証第一部)
 問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 部 長 中 島 信 之
 (TEL 03-5276-5150)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 70 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 業容の拡大と今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、現行定款第 31 条および第 41 条の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第 31 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 5. (条文省略) (新 設) 6. ～ 15. (条文省略)	(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 5. (現行どおり) 6. <u>道路、鉄道、港湾、空港、河川施設、上下水道、庁舎、廃棄物処理施設、駐車場その他の公共施設及びこれらに準ずる施設等の企画、設計、施工、監理、保有、譲渡、維持管理及び運営</u> 7. ～ 16. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>社外取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第31条 当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>(<u>社外監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第41条 当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第31条 当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役</u>(<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>)との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第41条 当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間で、同法第423条第1項の損害責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 27 年 6 月 24 日（水）
定款変更の効力発生日（予定） 平成 27 年 6 月 24 日（水）

以 上